

専決処分につき承認を求めることについて
(滋賀県税条例の一部を改正する条例)

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布されたことを踏まえ、改正が必要となる滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の規定のうち、平成31年4月1日に施行すべき規定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づく専決により同条例の改正を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 概要

(1) 車体課税の見直し

平成31年度税制改正における車体課税の見直しに係る以下の改正のうち、平成31年4月1日に施行すべき自動車取得税のエコカー減税の見直しに係る改正を行うもの。なお、その他の改正事項については、6月定例会議において所要の条例改正案を上程する予定。

ア 自動車税の税率引下げ

平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率を引き下げる。

イ 地方税財源の確保

自動車税の税率引下げに伴い、地方税財源を確保する観点から次の見直しを行う。

(ア) 自動車取得税のエコカー減税の見直し

- (イ) 自動車税のグリーン化特例の重点化
- (ウ) 環境性能割の基準見直し

ウ 環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減する。

<エコカー減税の軽減率の見直しおよび適用期限の延長>

エコカー減税の軽減率を見直すとともに、適用期限を平成31年9月30日まで延長する。<付則第10条の2関係>

例：乗用車

区分		軽減率の見直し	
対象車種	燃費基準達成度	現行	改正案
電気自動車等	-	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	+40%達成	80%軽減	50%軽減
	+30%達成		
	+20%達成		
	+10%達成		
	達成		
	平成32年 燃費基準	40%軽減	25%軽減
		20%軽減	20%軽減

(2) 適用期限の延長等

ア 個人県民税

- (7) 住宅ローン控除の控除期間を延長【10年間→13年間】〈付則第5条の4の2関係〉
- (4) 住宅ローン控除の要件を緩和〈付則第5条の4の2関係〉

イ 不動産取得税

- (7) 以下の特例措置の適用期限を延長【平成33年3月31日まで】
 - a 農用地利用集積計画に基づき取得する一定の土地に係る課税標準の特例措置〈付則第8条関係〉
 - b 不動産証券化の受け皿であるJ-REIT等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置〈付則第8条関係〉
 - c 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置〈付則第8条関係〉
 - d 公益社団法人等が取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置〈付則第8条関係〉
 - e 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する一定の共同利用施設に係る課税標準の特例措置〈付則第8条関係〉
 - f サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置・当該住宅の用に供する土地に係る税額の軽減措置〈付則第8条・付則第9条関係〉
 - g 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（併せて対象不動産を見直し）〈付則第8条関係〉
 - h 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置〈付則第9条関係〉
 - i 宅地建物取引業者がリフォームを行った一定の住宅の用に供する家屋・当該家屋の敷地の用に供する土地に係る税額の減額措置〈付則第9条関係〉

ウ 自動車取得税・自動車税

- (7) 以下の特例措置の適用期限を延長【平成31年9月30日まで】
 - a ノンステップバス・リフト付きバス・ユニバーサルデザインタクシーに係る自動車取得税の課税標準の特例措置（併せて貸切バスを追加）〈付則第10条の2の3関係〉
 - b 車両安定性制御装置等を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置〈付則第10条の2の3関係〉
 - c 東日本大震災における被災代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の納税義務の免除措置〈付則第23条・付則第25条関係〉

エ 狩猟税

- (7) 有害鳥獣の捕獲の担い手に係る課税免除等の特例措置の適用期限の延長【平成36年3月31日まで】〈付則第10条の4・付則第11条関係〉

3 施行期日

平成31年4月1日

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税および狩猟税について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人県民税

ア 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとします。（付則第5条の4の2関係）

(イ) その適用を平成45年度分の個人の県民税まで延長することとします。

(ロ) 所得割の納税義務者が住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合であつて、居住年から10年目に該当する年以後居住年から12年目に該当する年までの各年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の合計額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額（当該金額が13万6,500円を超える場合には、13万6,500円）とすることとします。

(ハ) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとします。

(2) 不動産取得税

ア 次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとします。

(イ) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

(ロ) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

(ハ) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

(ニ) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

(ホ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日

まで延長することとします。(付則第8条関係)

(カ) 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(キ) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(ク) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(ケ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)

(コ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)

(カ) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)

(キ) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限り)の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のもの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)

イ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、小規模不動産特定共同事業者等が取得する一定の不動産を除外した上、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(3) 自動車取得税

ア 納税義務者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、電子情報処理組織を使用して、または地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書の提出を行うときは、当該納税義務者が当該

登録の申請をした際に、一定の方法により徴収することができることとします。(第48条関係)

イ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。(付則第10条の2関係)

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車(車両総重量が2.5トンを超えるバスまたはトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の25を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。(付則第10条の2関係)

エ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。(付則第10条の2関係)

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成

- 30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- オ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の50を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。(付則第10条の2関係)
- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
- a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。

- イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 次に掲げる軽油自動車
 - a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - ロ 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を

乗じて得た数値以上であること。

c 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

イ 平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

カ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。（付則第10条の2関係）

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

キ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の75を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上で、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。（付則第10条の2関係）

(ア) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ク 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。（付則第10条の2関係）

ケ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。（付則第10条の2の3関係）

コ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。（付則第10条の2の3関係）

サ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。（付則第10条の2の3関係）

シ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。

(付則第10条の2の3関係)

ス 一定の乗用車もしくはバス(以下「バス等」という。)またはトラック(けん引自動車および被けん引自動車を除く。)のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。(付則第10条の2の3関係)

セ 被災自動車または対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る納税義務の免除措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。(付則第23条関係)

(4) 自動車税

ア 納税者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、電子情報処理組織を使用して、または地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書の提出を行うときは、当該納税者が当該登録の申請をした際に、一定の方法により徴収することができることとします。(第64条の3関係)

イ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置について、次のとおり延長することとします。(付則第10条の3関係)

(ア) 環境負荷の少ない自動車

平成29年度および平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとします。

a 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものおよび軽油自動車である乗用車のうち平成30年輕油軽中量車基準に適合するものまたは平成21年輕油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね100分の75を軽減することとします。

b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒

素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（aの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減することとします。

(4) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに一般乗合用のバスおよび被けん引自動車を除く。）について、平成31年度以後に税率の概ね100分の15（バスおよびトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずることとします。

a ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

ウ 被災自動車または対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を平成31年4月1日から平成31年9月30日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成31年度分の自動車税の納税義務を免除する措置を講ずることとします。（付則第25条関係）

(5) 狩猟税

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成36年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の4関係）

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成36年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の4関係）

ウ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を平成36年3月31日まで延長することとします。（付則第11条関係）

3 その他

- (1) この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第12条まで 省略</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第13条 知事は、県または他の都道府県の区域の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは_____、その理由がやんだ日から2月以内において地域および期日を指定して、当該期間を延長することができる。</p> <p>2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、<u>前項</u> 規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由がやんだ日から2月以内において当該期間を延長することができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>第1条から第12条まで 省略</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第13条 知事は、県または他の都道府県の区域の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、<u>法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き</u>、その理由がやんだ日から2月以内において地域および期日を指定して、当該期間を延長することができる。</p> <p>2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、<u>法第20条の5の2第2項および前項の規定の適用がある場合を除き</u>、当該行為をすべき者の申請により、その理由がやんだ日から2月以内において当該期間を延長することができる。</p> <p>3 省略</p>
<p>第14条から第47条まで 省略</p> <p>(自動車取得税の申告納付)</p> <p>第48条 省略</p> <p>2から5まで 省略</p> <p>6 自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織_____を使用して道路運送車両法第7条または第13条の</p>	<p>第14条から第47条まで 省略</p> <p>(自動車取得税の申告納付)</p> <p>第48条 省略</p> <p>2から5まで 省略</p> <p>6 自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下この項および第64条の3において「電子情報処理組織」という。)を使用して道路運送車両法第7条または第13条の</p>

規定による登録の申請および

第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税を施行規則第9条に規定する方法により納付しなければならない。

第49条から第64条の2まで 省略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第64条の3 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請および

次条第1項の

規定による申告書の提出を行う場合には、前条第3項から第6項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条に規定する方法により徴収する。

第65条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第4条の2まで 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生

規定による登録の申請を行う場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項の規定による申告書の提出を行うときは、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税を施行規則第9条に規定する方法により納付しなければならない。

第49条から第64条の2まで 省略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第64条の3 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により 電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、同項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子

情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第6項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条に規定する方法により徴収する。

第65条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第4条の2まで 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生

計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)および(2) 省略

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項
および附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 省略

第4条の3から第5条の4まで 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えると

計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)および(2) 省略

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項および附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 省略

第4条の3から第5条の4まで 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えると

きは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第12項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 省略

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第21条の3および第21条の4の規定の適用については、第21条の3中「前3条」とあるのは「前3条および付則第5条の4の2第1項」と、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第5条の4の2第1項」とする。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までで

きは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第17項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 省略

(削除)

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の3および第21条の4の規定の適用については、第21条の3中「前3条」とあるのは「前3条および付則第5条の4の2第1項」と、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第5条の4の2第1項」とする。

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までで

あつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得_____に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の宅地_____または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。）で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい

あつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項_____に規定する特定取得または同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1号に掲げる宅地_____または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。）で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい

経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（同法第187条の登録を受けたものに限る。）で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整

経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（同法第187条の登録を受けたものに限る。）で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整

備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1)に相当する額を価格から控除する。

7および8 省略

9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第14項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を平成31年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施

備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1)に相当する額を価格から控除する。

7および8 省略

9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第14項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を平成33年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施

行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 小規模不動産特定共同事業者および特例事業者（不動産特定共同事業法第22条の2第3項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。）次に掲げる不動産

ア 昭和57年1月1日前に新築された家屋のうち、施行令附則第7条第18項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要なもの

イ 省略

行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

の間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 小規模不動産特定共同事業者および特例事業者（不動産特定共同事業法第22条の2第3項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。）次に掲げる不動産

ア 昭和57年1月1日前に新築された家屋のうち、施行令附則第7条第18項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要なものとして政令で定めるもの

イ 省略

(2) 省略

13および14 省略

15 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第13条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の20に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2および3 省略

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（そ

(2) 省略

13および14 省略

15 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第13条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金_____の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から平成33年3月31日まで_____の間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2および3 省略

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（そ

の全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成31年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの(以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。)を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの(以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、

の全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成33年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの(以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。)を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの(以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、

当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに限られたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

第9条の2から第10条まで 省略

当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成33年3月31日までに限られたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

第9条の2から第10条まで 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 省略

2 次に掲げる自動車

で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第4条の4第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 省略

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。付則第10条の2の3において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）（車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成

行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までにおいて同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。)に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案し

30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（第5項および付則第10条の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

て施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率
(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「基準エネ
ルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度にお
いて適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および
付則第10条の2の3第1項において「平成32年度基準エネルギー消
費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれ
にも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの
(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排
出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の
2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排
出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の
4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年
度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの
(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成27年
度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た
数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条
および付則第10条の2の3第1項において同じ。)のうち、次のいずれ
にも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用
されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則
第4条の4第15項に規定するもの(以下この条および付則第10条の
2の3第1項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)

に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車を行い、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）

アおよびイ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの
(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第21項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成28年輕油重量車基準」という。）

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車を行い、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）

アおよびイ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの
(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第21項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3 において「平成28年輕油重量車基準」という。）

に適合すること。

- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第22項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成21年輕油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

4 次に掲げる自動車

で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項または付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数

に適合すること。

- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第22項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の3において「平成21年輕油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

4 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。)

で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得

5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得

た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車
(新設)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

(新設)

た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

(2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条ならびに付則第10条の2の3第1項および第2項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

アからウまで 省略

6 次に掲げる自動車

で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

アからウまで 省略

6 ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）

で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第19項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

の110を乗じて得た数値以上であること。

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分

出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの

(7) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上で

の110を乗じて得た数値以上であること。

あること。

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

第10条の2の2 省略

（自動車取得税の課税標準の特例）

第10条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)から(7)まで 省略

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(新設)

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

第10条の2の2 省略

（自動車取得税の課税標準の特例）

第10条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)から(7)まで 省略

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2

(1) 付則第10条の2第2項第1号または第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

アおよびイ 省略

(3) 付則第10条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車
(新設)

(4) 付則第10条の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25

分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

(2) 付則第10条の2第2項 または第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(3) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

アおよびイ 省略

(削除)

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

(5) 付則第10条の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25

万円を控除して得た額」とする。

- (1) 付則第10条の2第4項第1号または第5項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) 省略
- (3) 付則第10条の2第4項第2号に掲げる石油ガス自動車
- (4) 付則第10条の2第5項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

- (1) 付則第10条の2第6項第1号または第7項第1号に掲げるガソリン自動車
(新設)

万円を控除して得た額」とする。

- (1) 付則第10条の2第4項 または第5項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) 省略
- (3) 付則第10条の2第5項第2号に掲げる石油ガス自動車
- (4) 付則第10条の2第5項第3号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

- (1) 付則第10条の2第6項 または第7項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

アおよびイ 省略

(3) 付則第10条の2第6項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 付則第10条の2第7項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

(新設)

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

アおよびイ 省略

(4) 付則第10条の2第7項第2号に掲げる石油ガス自動車

(削除)

(5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックで総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車

(次項において「路線バス等」

という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第10条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同

(1)から(3)まで 省略

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」

という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第10条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同

項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものと

項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日

までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものと

して定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するもの（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項から第13項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降

して定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。次項から第12項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(削除)

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降

に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第15項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第16項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝

に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(削除)

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第16項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日
までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

(削除)

突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

13 バス等および車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第17項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）

までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

14 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第18項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の2の4から第10条の2の8まで 省略

（自動車税の税率の特例）

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同条第2項に規定するものをいう。）およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて施行規則附則第5条第

12 バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第17項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日

までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第18項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の2の4から第10条の2の8まで 省略

（自動車税の税率の特例）

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同条第2項に規定するものをいう。）およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて施行規則附則第5条第

4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ。)ならびにバス(一般乗合用のものに限る。)および被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたものの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
省略

2 前項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条(付則第10条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同条」とあるのは「前条(付則第10条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年

4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。次項第3号において同じ。)ならびにバス(一般乗合用のものに限る。)および被けん引自動車を除く。)に対する平成31年度分 _____ の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
省略

(削除)

(削除)

10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項および第5項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号および第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するものをいう。第5項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条および次条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項および第6項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの（次項から第6項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第6項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第5項第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第7項に

規定するもの（第5項第5号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円

	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(7)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(7)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円

	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円

	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降 (削除)

の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円

	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
	第1項第2号イ	8,000円
11,500円		6,000円
16,000円		8,000円
20,500円		10,500円
25,500円		13,000円
30,000円		15,000円
35,000円		17,500円
40,500円		20,500円
6,300円		3,200円
第1項第2号ウ(7)		7,500円
	15,100円	8,000円
第1項第2号ウ(4)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第1項第3号ア(7)	12,000円	6,000円

	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>
第1項第3号ア(イ)	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>
第1項第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>
第1項第4号	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
第1項第5号ア	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>14,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>20,500円</u>

つ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率

に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度

の4分

の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車

のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第14項に規定するものに適合するものまたは平成21年軽油軽中量車基準

に適合

つ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条および次条第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて

得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するものまたは窒素酸化物の排出量が同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの

（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分

の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第14項に規定するものに適合するもの

または同法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合

するもの

54

するもの

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円

	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
<u>第1項第2号イ</u>	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
<u>第1項第2号ウ(ア)</u>	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
<u>第1項第2号ウ(イ)</u>	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
<u>第1項第3号ア(ア)</u>	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
<u>第1項第3号ア(イ)</u>	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円

	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
<u>第1項第3号イ</u>	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
<u>第1項第4号</u>	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
<u>第1項第5号ア</u>	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
<u>第2項第1号</u>	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
<u>第2項第2号</u>	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円

6 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第15項に規定するものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第16項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第15項に規定するものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第16項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	8,000円	2,000円
第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円

	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
<u>第1項第2号ア</u>	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
<u>第1項第2号イ</u>	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
<u>第1項第2号ウ(ア)</u>	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
<u>第1項第2号ウ(イ)</u>	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円

<u>第1項第3号ア(7)</u>	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
	<u>第1項第3号ア(1)</u>	26,500円
32,000円		16,000円
38,000円		19,000円
44,000円		22,000円
50,500円		25,500円
57,000円		28,500円
64,000円		32,000円
<u>第1項第3号イ</u>		33,000円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
	<u>第1項第4号</u>	4,500円
6,000円		3,000円
<u>第1項第5号ア</u>	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円

7 第3項から前項までの規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

(自動車税の賦課徴収の特例)

第10条の3の2 自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第3項から第6項までに規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第3項から第6項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2および3 省略

(狩猟税の課税免除)

	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

(削除)

(自動車税の賦課徴収の特例)

第10条の3の2 自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第2項または第3項に規定する窒素酸化物の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項または第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2および3 省略

(狩猟税の課税免除)

第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第139条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

第11条 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可

第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に行われた場合には、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成36年3月31日までの間に行われたときは、第139条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

第11条 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可

捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

第11条の2から第20条まで 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
付則第5条の4の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第12項までもしくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第12項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租

捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

第11条の2から第20条まで 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
付則第5条の4の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第17項までもしくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第17項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租

税特別措置法第41条の2		
省略		
付則第5条の4の2第2項第2号	租税特別措置法第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第4項の規定は、適用しない。

付則第5条の4第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第6項まで
省略		
これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項か	

税特別措置法第41条の2	
省略	
(削除)	

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第9項までの規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

付則第5条の4第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第9項まで
省略		
これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項か	

		ら第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第6項までの規定
	省略	
付則第5条の4の2第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第6項まで

3 省略

第22条 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区

		ら第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第9項までの規定
	省略	
付則第5条の4の2第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第9項まで

3 省略

第22条 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区

域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内の第42条第1項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2および3 省略

第24条 省略

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等）

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車（第59条に規定する自動車に限る。）に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分および平成30年度分

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分および平成31年度分

域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内の第42条第2項に規定する自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年9月30日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2および3 省略

第24条 省略

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等）

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車（第59条に規定する自動車に限る。）に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(削除)

(削除)

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分および平成31年度分

(新設)
2から4まで 省略
以下 省略

(2) 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間 平成31年度分
2から4まで 省略
以下 省略